

## 第7章 移動等円滑化の促進に向けて

---

### (特定事業計画の作成)

今後は、今回策定した『吉原駅・吉原本町駅周辺地区 バリアフリー基本構想』に基づき、吉原駅（JR吉原駅・岳南鉄道吉原駅）及び重点整備地区内のバリアフリー化を図っていく必要があります。

具体的には、旅客施設や生活関連経路を構成する道路、また信号機等の交通安全施設について、各事業者または施設管理者等が移動等円滑化基準に沿った形で、『特定事業計画』を作成し、必要な財源等を確保した上で、バリアフリー化のための施設工事等を実施することになります。

なお、基本方針にも掲げたように、『特定事業計画』作成時においても、基本構想作成時と同様、高齢者や障害者等をはじめとする市民の意見や、その他関係する機関・事業者等の意見を積極的に取り込みながら、施設設計等に反映させていくことが重要です。

### (バリアフリー化事業の実施)

バリアフリー新法では、特定旅客施設や重点整備地区等におけるバリアフリー化を、平成22年までに実現するよう目標設定されています。

そのためには、平成20年度中には特定事業計画の作成と必要財源を確保し、平成21年度から平成22年度にかけて、バリアフリー化のための各種施設工事を実施・完了しておくことが必要となります。

ただし、必要財源の確保や実際の施設工事等に要する時間は、現時点では不明確であることも考慮し、特定事業として位置づけたもののうち、公共交通特定事業については原則平成22年までに、道路特定事業及び交通安全特定事業については、平成22年前後を目標として、それぞれバリアフリー化を推進するものとします。

### (バリアフリーなまちづくりの推進体制)

本市においては、今後吉原駅・吉原本町駅周辺のバリアフリー化をきっかけとして、市域全域を対象にこれまで以上に‘バリアフリーなまちづくり’を推進していくこととなりますが、既存施設も含め実際にバリアフリー化された施設に対するユーザー（利用者）の声を収集・チェックし、まちづくりに活かしていくための庁内体制を構築する必要があります。

具体的には、施設周辺での聞き取り調査や世論調査、また HP（ホームページ）を媒体としたアンケート調査等により、意見や指摘事項を収集することが考えられます。

庁内においては、これらによって得られた情報を各部門間で共有するとともに、庁内外の関係各機関で構成する「(仮称)バリアフリー基本構想推進連絡調整会議」を設置し、バリアフリー化事業や施設の適切な維持管理をおこないます。

また、このようなハード環境を整備・維持管理するための体制構築に加え、市民・事業者・行政等のすべてにおいて、「心のバリアフリー化」を図るための自己啓発が必要です。本市では自らの自己啓発とともに、市民等への啓発活動をおこなうことにより、高齢者や障害者などへの理解の浸透、施設の適正利用の喚起、思いやりの心の育成などを図り、利用者自らが「心のバリア」を取り払うための、ソフト的な環境整備も積極的に推進していくこととします。

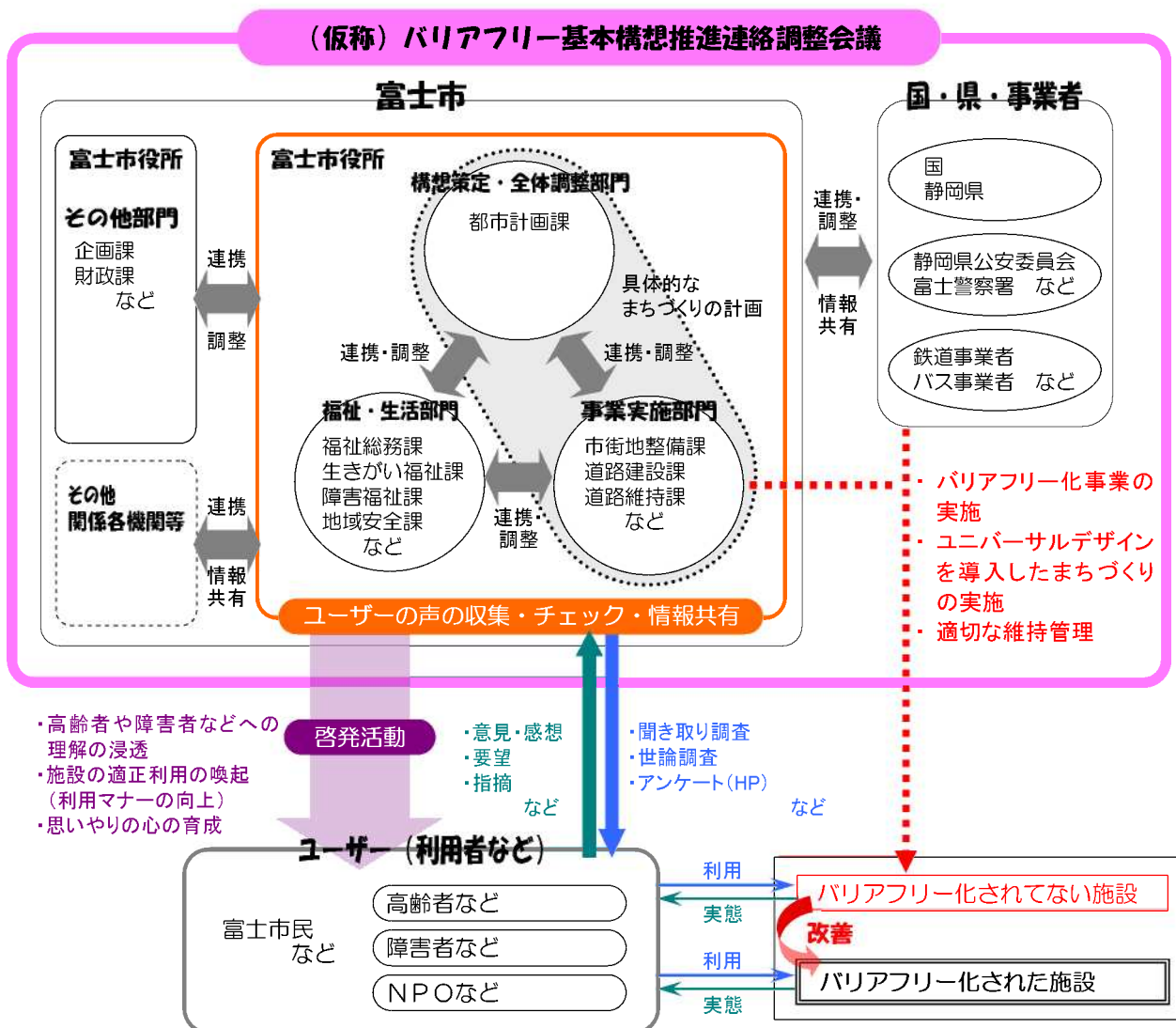


図. バリアフリーなまちづくりの推進体制のイメージ